令和９年度　玉川学園　非常勤講師募集要項

令和８年 11 月

職　　種	玉川学園非常勤講師（司書教諭補助）
募集人員	１名
採用予定日	令和９年４月１日
勤務場所	学校法人玉川学園（東京都町田市玉川学園 6-1-1）　　（変更の範囲：変更なし）
勤　務　先	玉川学園　マルチメディアリソースセンター（幼小中高の学校図書館）
応募資格	1. 司書教諭資格取得者または令和９年３月取得見込み者、中学校教諭１種および高等学校教諭１種免許状の取得者または令和９年３月取得見込み者（教科問わず）で、週３日勤務できる者 2. 本法人の教育方針を理解、賛同し、教育に対する情熱があふれ、明朗、濶達で心身ともに健康な者 3. 学校教育法第９条の欠格事由に該当しない者 ※Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint)等の基本操作対応ができる者 ※司書資格取得者が望ましい
勤務条件	雇用期間：令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日 （本法人が業務上必要と認めた場合、最長５年を限度として更新あり） 契約更新：本学園が業務上必要と認めた場合、最長５年を限度として更新することがある 契約更新の条件：学校法人玉川学園非常勤教員規程に定める基準を勘案して判断するものとする 勤務内容：学校図書館における司書教諭業務（幼小中高の探究活動および読書活動に関する授業含む） （変更の範囲：変更なし） 勤務日数：週３日 勤務時間：8：30～17：30（実働１日８時間勤務）＊うち休憩１時間 （業務都合により勤務時間を変更することがある） 休　　日：日曜・土曜・祝日・勤務日以外の平日、園則に定める春季・夏季・冬季休業日 （業務都合により振替勤務を命じることがある）
待　　遇	給　　与：本学規程による（31 歳例：月額 192,240 円／新卒例：月額 159,840 円）※ 交 通 費：本学規程により月額５万円以内で支給　※ 社会保険：私立学校教職員共済制度（健康保険）、厚生年金、労災保険、雇用保険 ※給与、交通費については令和８年度実績
応募方法	1. 提出書類： (1) 履歴書・自己紹介書＜本学指定様式＞（自筆でコピー不可、写真貼付） (2) 卒業証明書または卒業見込証明書（大学院修了(予定)者は修了証明書または修了見込証明書も含む） (3) 成績証明書（大学院修了者は大学院の成績証明書も含む） (4) 教員免許状の写しまたは取得見込証明書（旧免許状所持者で更新講習修了者／免除者および修了確認期限延期者は証明書の写しも含む） (5) 司書教諭講習修了証書の写し（取得見込み者は、司書教諭講習相当科目の単位修得証明書またはそれに代わる証明書） ※本学指定様式は、本学ウェブサイトからダウンロードしてください。 https://www.tamagawa.jp/introduction/person/k12.html 2. 提出期限：**令和９年１月８日（金）簡易書留・必着** 3. 送 付 先：〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1 玉川学園　学園教学部学園教学課　採用担当宛 ※封筒に「教員採用応募書類（司書教諭補助）」と朱書きで明記し、簡易書留により郵送してください。

	※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
選考方法	1. 書類選考：令和9年1月13日（水）までに結果発表 2. 個人面接および口頭試問：令和9年1月下旬（予定） ※個人面接実施時に、教育職員免許状または教育職員免許状授与証明書の原本および司書教諭講習修了証書の原本の提示（取得見込み者を除く）、および誓約書の提出をしていただきます。 ※書類選考の結果は、通過者のみに電子メールでご連絡します。 ※試験の日程等詳細は、各試験の合格者に電子メールでお知らせします。
個人情報	提出いただいた個人情報は、採用選考のみに使用し、本学の個人情報保護方針にもとづき適正に取り扱います。詳細は本学ウェブサイトでご確認ください。 https://www.tamagawa.jp/introduction/person/k12.html
募集者	法人名：学校法人玉川学園 理事長：小原 芳明
受動喫煙対策	屋内禁煙、敷地内分煙（屋外）
問い合わせ	玉川学園　学園教学部学園教学課 Tel：042-739-8928（平日9:00～17:00）Email：k12affairs@tamagawa.ed.jp ただし、令和8年12月24日（木）～令和9年1月4日（月）は、冬期一斉休暇のため、お問い合わせいただいても対応できません。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。